

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正（案）に対する
パブリック・コメントの結果について

平成 23 年 1 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 22 年 12 月 13 日から平成 22 年 12 月 28 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。
この間に寄せられた意見（2 件、1 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則			
1	第 3 条 第 1 項 第 2 号	識別番号とは現在、外務員試験合格時に割当てられている外務員 ID との理解でよいか。	その御理解で差し支えありません。
2	第 5 条 第 6 項	書面の原本が大量に発生することが想定されるが、書面の原本を協会員で 5 年間保管する理由をお示し願いたい。	原本保管年限(5 年間)については、金融商品取引法第 64 条の 2 (登録の拒否) 及び第 205 条第 7 号 (登録申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者への罰則規定) を踏まえて設定したものであります。

以 上